

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識
2. 総合的な推進体制
3. 進行管理の確認

第5章 推進体制

1. 計画を推進する意識

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的、計画的に推進するために、すべての町職員が男女共同参画を推進しようという意識を持ち、あらゆる施策でその視点を取り入れていくことが重要です。

また、町民の参画や意見は、取り組みを進めるうえで大きな力となることから、町民に対し男女共同参画に対する理解を促し、意見を広く収集することにより、あらゆる施策に反映させ計画を推進します。

2. 総合的な推進体制

男女共同参画社会の形成に向けた企画立案、総合調整や関係各課との連携などが、効果的に行われるよう、担当職員を明確にするとともに、庁内に男女共同参画推進会議ワーキングチームを設置します。

さらに、町民と協働して施策を推進していくために、町民参画による男女共同参画推進協議会において、計画策定や各施策に関する協議を行います。

また、町単独で行うことが困難な広域的・専門的な事業については、国や県に指導や助言、協力を仰ぎながら、連携して施策を推進します。

3. 進行管理の確認

本計画をより実効性のあるものとするために、施策の実施状況及び計画の進捗状況を確認し、男女共同参画推進協議会において協議を行います。

